

Ⅲ. 市産業を取り巻く環境の変化

3-1. 市内環境の変化

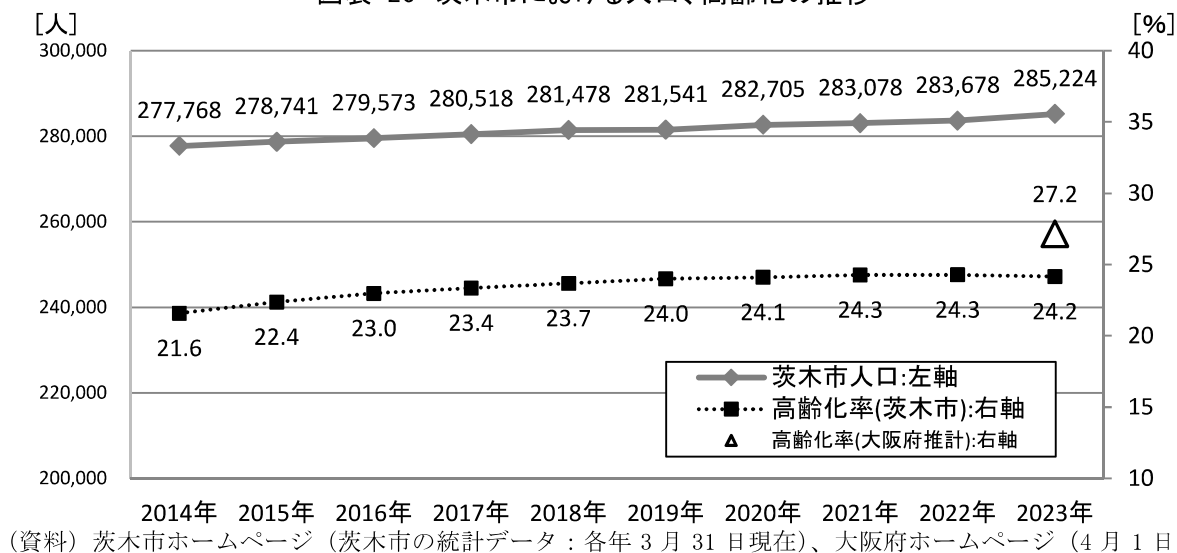
(1) 市内における人口動態の変化

本市の人口は2023年時点で285,224人となっており、2014年から2023年の10年間で継続して微増傾向にある。高齢化率を見ると、2023年時点で24.2%となっており、10年間で2.6ポイント増加しており、最近2年間は増加傾向がみられず、大阪府全体（27.2%）よりは低い水準ではあるが、高齢化が進んでいる。

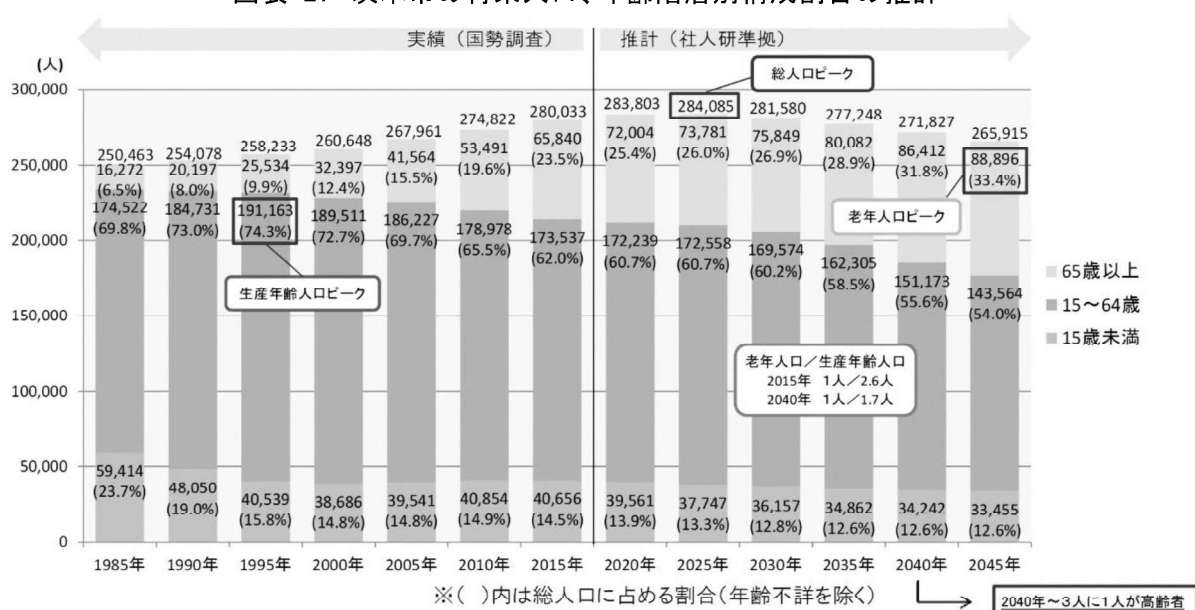
また、国立社会保障・人口問題研究所による推計では、本市の人口のピークは2025年を見込んでおり、その後、国や大阪府よりは緩やかではあるが、人口は減少し続け、2045年には26.6万人まで落ち込み、2040年には概ね3人に1人が高齢者になることが見込まれる。

人口減少と少子高齢化の進展により、産業活動もその影響を受けるものと考えられる。

図表-26 茨木市における人口、高齢化の推移



図表-27 茨木市の将来人口、年齢階層別構成割合の推計



(引用元)「第5次茨木市総合計画後期基本計画」(2020年1月)

(2) 事業所の転出、進出の動向

市内における大規模事業所の移転・閉鎖状況を見ると、工場・研究所が多くなっている。

一方、事業所の進出を見ると、大規模事業所跡地の関西ゲートウェイやアマゾンに加え、彩都を中心に物流施設、ニッセイ彩都センターなどのデータセンター、デサント DISC などの研究施設の立地が顕著にみられる。このような業種の立地が多い要因として、高速道路のインターチェンジに近接し交通利便性が高いことに加え、内陸に位置し津波等の災害が少ない地形であることなどが一因であると考えられる。

図表-28 市内における主な大規模事業所の移転・閉鎖状況

企業名	移転・工場閉鎖
東芝(株) 大阪工場	2008 年 3 月閉鎖
ダイハツディーゼル NHN(株) 本社	2009 年 2 月解散
東洋ゴム工業(株) 研究開発センター (現・TOYO TIRE(株))	2013 年 12 月移転
パナソニック(株) 茨木工場	2014 年 3 月生産終了
(株)ナンバーズリー 本社	2015 年 2 月移転
帝人(株) 大阪研究センター	2015 年 12 月閉鎖
日立マクセル(株) 大阪事業所 (現・マクセルホールディングス(株))	2017 年 8 月生産終了
大日本住友製薬(株) 茨木工場	2019 年 3 月生産終了

(資料)各企業のホームページまたは新聞記事より作成

図表-29 市内における主な事業所の進出状況

企業名	進出時期
三井倉庫(株) 茨木レコードセンター	2010 年 1 月
日本生命保険相互会社 ニッセイ彩都センター	2010 年 11 月
(一財)日本品質保証機構 彩都電磁環境試験所	2011 年 4 月
安田倉庫(株) 茨木営業所	2014 年 4 月
(株)野村総合研究所 大阪第二データセンター	2016 年 4 月
(株)万代 彩都物流センター	2016 年 7 月
プロロジスパーク茨木	2016 年 9 月
(株)ケイシン 大阪配送センター	2017 年 5 月
三井不動産(株) ロジスティクスパーク茨木	2017 年 9 月
ヤマトホールディングス(株) 関西ゲートウェイ	2017 年 10 月 ※パナソニック茨木工場 跡地
(株)デサント DISC OSAKA	2018 年 7 月
アマゾン 茨木フルフィルメントセンター	2018 年 10 月 ※パナソニック茨木工場 跡地
国分グループ本社(株) 関西総合センター	2019 年 8 月 ※日立マクセル大阪事業所 跡地
(株)資生堂 新工場	2020 年 12 月
(株)瑞光 新工場	2021 年 7 月
日本梱包運輸倉庫(株) 新茨木営業所	2021 年 11 月

(資料)各企業のホームページまたは新聞記事より作成

(3) 彩都地区の取組

彩都（国際文化公園都市）は、茨木市北部から箕面市東部にかけての丘陵地に位置している。

周辺の自然と調和した良好な住宅地形成とあわせて、研究開発などの機能を組み込んだ複合機能都市の形成を目指し、大阪府・茨木市・箕面市のほか、民間開発事業者や経済団体、大学、研究機関などが協力した取組を進めている。

●西部地区

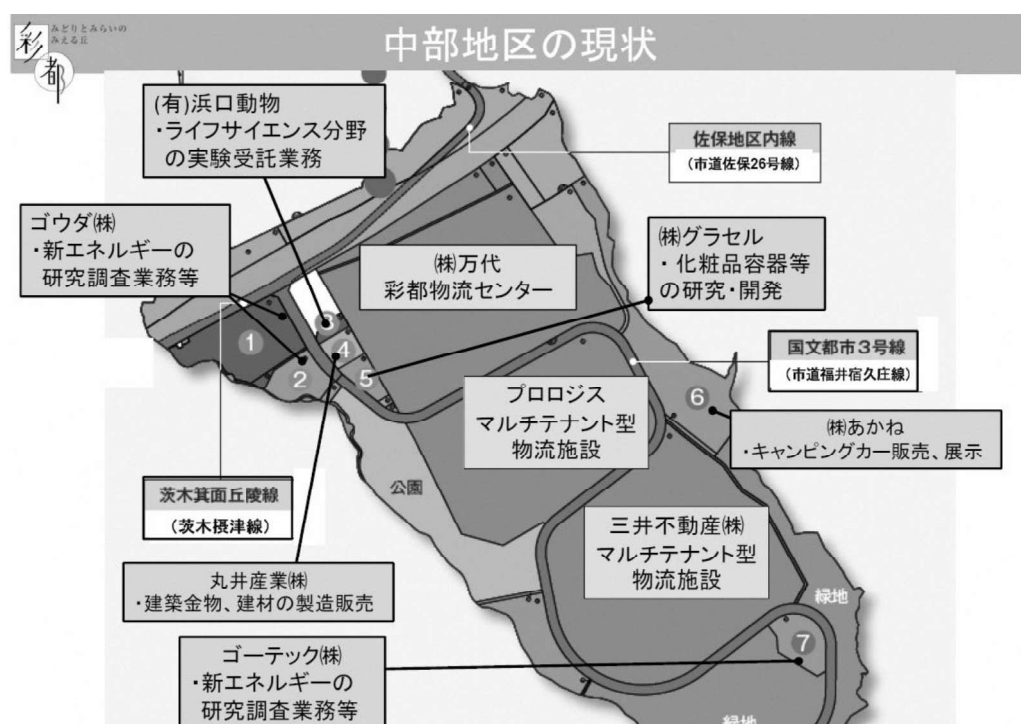
2004 年春にまちびらきをした西部地区には、教育施設や複合商業施設、公園などが立地するほか、バイオ・医薬・食品・コスメ・ヘルスケア等をはじめとする様々なライフサイエンス分野の研究・技術開発機能等を持つ施設並びにこれらに付随する関連施設のための一大拠点として「彩都ライフサイエンスパーク」が誕生した。以降、医薬基盤研究所を核に創薬の拠点形成が図られ、特区制度等を活用しながら、医薬品関連ベンチャー等の集積が進むとともに、2020 年 3 月現在、全ての区画で施設が立地し、現在、17 施設が開設している。このうち 3 施設は、大学と共同研究を行うバイオベンチャー等が入居するインキュベーションとして整備されたものであり、ベンチャーを育成する仕組みも備えたエリアとなっている。

さらに、近隣には北大阪健康医療都市（吹田市・摂津市）や創薬・医療機器開発等の支援機関（うめきた）が立地しているほか、未来医療国際拠点（中之島）の整備計画も進んでいる。大阪北部では、これらを含めたバイオクラスターの形成を進めており、成長産業であるライフサイエンス分野での国際競争力の向上を目指している。

●中部地区

2016 年春に造成工事が完了した中部地区には、大型物流施設が 3 施設立地し、一大物流拠点が形成するほか、7 区画に 6 社が立地している。

図表-30 彩都中部地区の企業進出状況



●東部地区

新名神高速道路の茨木千提寺インターチェンジに近接する東部地区では、2015 年 5 月より、先行する 2 地区（中央東地区、山麓線エリア地区）において工事が着手されており、「資生堂」や「瑞光」などの工場および阪急阪神不動産と三菱地所との共同開発による大規模物流施設などが進出してきている。

また、残りのエリアについても産業・業務系を中心としたまちづくりを目指し、段階的に整備していくことで地権者の合意形成がなされ、区画整理事業の実現に向け、地権者主体の取組が進められている。

(4) 大学・短期大学の立地

本市には立命館大学、追手門学院大学、梅花女子大学、藍野大学、藍野大学短期大学部、大阪行岡医療大学の計6大学が立地し、約2万人の学生が通学している。

立命館大学大阪いばらきキャンパスでは、2024年4月より、衣笠キャンパス（京都府京都市）の映像学部・映像研究科と、びわこ・くさつキャンパス（滋賀県草津市）の情報理工学部・情報理工学研究科が移転してくることで、学生数はさらに約3,000人が増加する見込みである。

また、地域社会の発展および人材育成に貢献することを目的として、本市は13の大学・短大と連携協力協定を締結している。

図表-31 市内に立地する大学の学生数(令和4年)

大学名 学生数	立命館大学 大阪いばらき キャンパス※	追手門学院 大学	梅花女子 大学	藍野大学	藍野大学 短期大学部	大阪行岡 医療大学	計
合計	7,137	8,341	2,240	1,243	599	267	19,827
男性	3,915	5,307	—	519	73	195	10,009
女性	3,222	3,034	2,240	724	526	72	9,818

茨木市統計書 令和4年版（2022年版）Excel版

※映像学部・映像研究科、情報理工学部・情報理工学研究科の移転により、約3,000人が増加する見込み。

図表-32 連携協力協定を締結している大学とその締結時期

大学名	連携協力協定の締結時期
追手門学院大学	2004年7月
梅花女子大学	2006年11月
大阪大学	2007年5月
龍谷大学	2009年4月
立命館大学	2012年8月
大阪成蹊大学 大阪成蹊短期大学	2013年8月
藍野大学 藍野大学短期大学部	2015年11月
奈良女子大学	2017年11月
大阪医科薬科大学	2019年5月
大阪行岡医療大学	2019年12月
京都芸術大学	2022年5月

(5) 本市で進む施設整備、まちづくり

彩都地区や大学以外にも、本市では新しい施設整備やまちづくりが進められている。

●茨木市文化・子育て複合施設 おにクル

2023年11月26日にオープンした複合施設で、ホールや図書館、子育て支援、市民活動センター、プラネタリウムなど、多くの機能を有している。

7階建ての各フロアが吹き抜けの「縦の道」でつながり、“日々何かが起こり、誰かと出会う。”場所をめざしている。



●ダムパークいばきた

市北部にある安威川ダム周辺に整備される都市公園。

公園は大きく5つのエリアに分けられ、イベントやバーベキューが楽しめるエリア、水上アクティビティが楽しめるエリア、バンジージャンプができる日本最長の人道橋などの整備が進んでいる。

拠点施設エリア・広場エリアなどの一部エリアは、2024年4月にオープン予定。その他のエリアや民間施設等についても順次オープン予定となっている。



●イコクルいばらき

市南東部に位置する南目垣・東野々宮地区（まちの愛称「イコクルいばらき」）では、広域幹線道路大阪高槻京都線沿道の立地条件を活かし、土地区画整理事業を進めている。

区域(約28ha)を商業ゾーン、物流ゾーン、農地ゾーン、事業ゾーンに分割し、市南部地域の拠点に相応しい大規模商業施設と大規模物流施設を配置することで、効率的な土地利用を計画している。



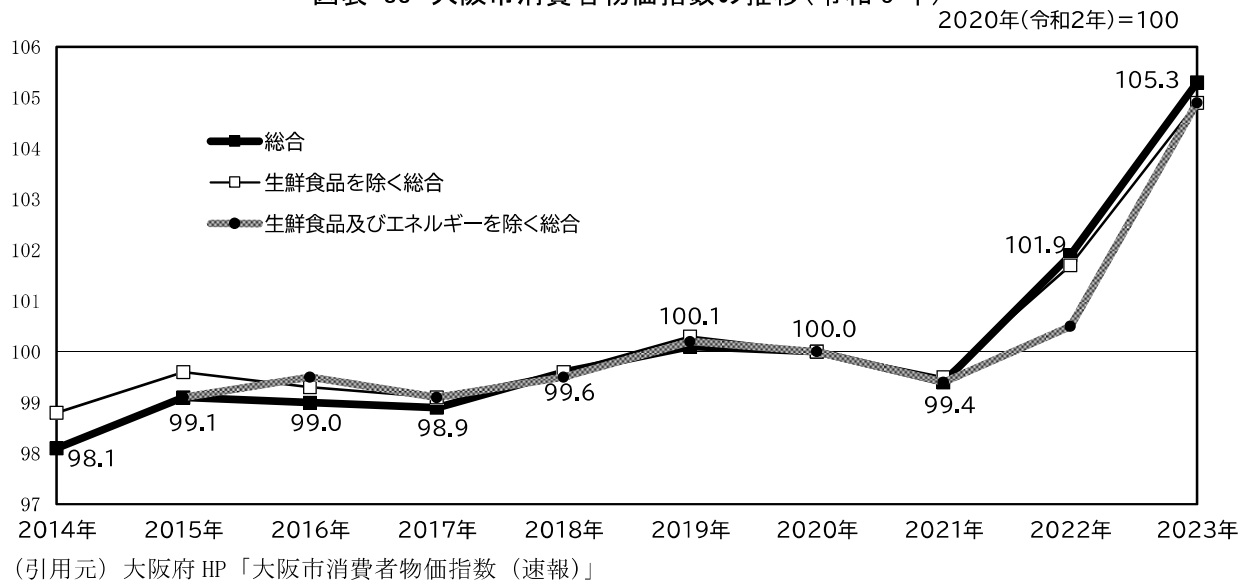
3-2. 国における産業振興施策、産業をめぐる動向など

(1) 物価高の影響

ロシアによるウクライナ侵攻を背景とした国際的な原料価格の上昇に加え、円安の影響などから、日常生活に密接なエネルギー・食料品等の価格が上昇しており、日本経済を取り巻く環境には厳しさが増しているものと考えられる。

2023 年の大阪市※の消費者物価指数は、2020 年を 100(基準)とすると総合指数が 105.3 となっており、前年比 3.4%の上昇となっている。2014 年から 2023 年の 10 年間の推移をみると、2021 年までは前年比 1 %以内の増減であったが、2021 年以降の 2 年間は大幅に上昇する傾向がみられる。

図表-33 大阪市消費者物価指数の推移(令和 5 年)



※都市単位では、全国で東京都区部、大阪市の2都市のみが公表されている。

一方、モノやサービスの価格の引上げは、企業にとっては賃金引上げのための原資にもなりうる。日本では、「賃上げせず&値上げせず」の意識が根付いていたことから賃金も物価も上がらない状態が続いていたが、最近では物価が上昇する中、賃金が上昇し始めている。

物価上昇を通じて、企業行動が活発化し、賃金が上昇し、ひいては経済が成長していくことが望ましい姿であると考えられる。

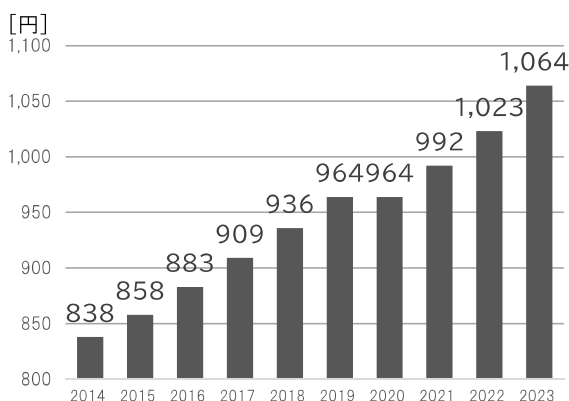
図表-35 目指す賃金と物価の姿



【出典】渡辺努「世界インフレの謎」講談社(2022年10月)をもとに消費者庁が作成

(引用元) 消費者庁 HP

図表-34 大阪府最低賃金(時間額)の推移



(引用元) 大阪労働局 HP

(2) 働き方改革の推進

(引用元) 厚生労働省 HP「働き方改革特設サイト」

日本が直面する「少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少」「労働者による働き方のニーズの多様化」などの課題に対応するため、労働者の置かれた事情に応じて多様な働き方を選択できる社会を実現することで、労働者一人ひとりがより良い将来展望を持てるようにすることを目的として、2019年4月から「働き方改革関連法」が順次施行されている。

同法を所管する厚生労働省では、中小企業等が「働き方改革」を進めるための各種助成金を設けていることに加え、特に中小企業・小規模事業者が抱える様々な課題に対応するためのワンストップ相談窓口として、「働き方改革推進支援センター」を47都道府県に開設している。

図表-36 「働き方改革関連法」における主な内容

年次有給休暇の 確実な取得	使用者は、法定の年次有給休暇付与日数が10日以上全労働者に対し、 <u>毎年5日、年次有給休暇を確実に取得させる必要がある。</u> (施行 大企業・中小企業とも2019年4月～)
時間外労働の 上限規制	残業時間の上限は、原則として月45時間・年360時間とし、臨時的な特別の 事情がなければこれを超えることはできない。 (施行 大企業：2019年4月～／中小企業：2020年4月～)
正規・非正規間の 不合理な待遇差解消	同一企業内において、 <u>正社員と非正規雇用労働者との間で、基本給や賞与など のあらゆる待遇について、不合理な待遇差を設けることが禁止される。</u> (施行 2020年4月～。中小企業におけるパートタイム・有期雇用労働法の 適用は2021年4月1日～)

図表-37 「働き方改革」に関する助成金、支援窓口

働き方改革推進 支援助成金	労働時間の縮減や年次有給休暇の促進に向けた環境整備等に取り組む中小企業 事業主に対し、その実施に要した費用の一部を助成。 適用猶予業種等対応、労働時間短縮・年休促進支援、勤務間インターバル導入、 労働時間適正管理推進、団体推進といった様々なコースがある。
業務改善助成金	中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金（事 業場内最低賃金）の引上げを図るための制度。生産性向上のための設備投資（機 械設備、POSシステム等の導入）などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引 き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成する。 引き上げる最低賃金額及び引き上げる労働者人数により助成上限額が変わる。
キャリアアップ 助成金	非正規雇用労働者（有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者など）の企業内 でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事 業主に対して助成する制度。 正社員化支援（正社員化、障害者正社員化）、処遇改善支援（賃金規定等改定、 賃金規定等共通化、賞与・退職金制度導入、社会保険適用時処遇改善）の2つの コースがある。
働き方改革 推進支援センター	「長時間労働の是正」「同一労働同一賃金等非正規雇用労働者の待遇改善」「生 産性向上による賃金引上げ」「人手不足の解消に向けた雇用管理改善」の4つの 取組をワンストップで支援。

(3) 2024 年問題

(引用元) 近畿運輸局 HP「持続可能な物流をめざして」ほか

働き方改革の一環で、2024 年 4 月より自動車の運転業務において時間外労働の上限が設定される一方、ドライバー不足、長距離輸送などが難しくなることから、運送業者の売上や利益の減少、ドライバーの収入減少、運送費の上昇などが懸念され、物流が停滞しかねなくなるという、いわゆる「2024 年問題」が顕在化している。

国では、課題解決及び物流革新に向けて政策及びガイドラインを 2023 年 6 月に策定し、運送事業者にとどまらず、荷主事業者(運送の発注者、荷物の受領者)にも取組を求めている。

図表-38 物流業界の 2024 年問題にかかる法改正

【2024 年 3 月まで】
自動車の運転業務において、
36 協定※による時間外労働(残業)・休日
労働の上限時間限度の強制力をなさない。

※労働者に法定労働時間[1 日 8 時間、週 40 時間]
を超えて労働させる場合や休日労働をさせる場合
に、労働者と結ぶ取り決め。
原則は月 45 時間以内かつ年 360 時間以内で、
特別条項付き 36 協定を締結した場合の例外として
年 720 時間以内まで可能となるのが一般則。

【2024 年 4 月以降】
自動車の運転業務において、
**特別条項付き 36 協定を締結する場合の年間
時間外労働の上限が年 960 時間となり、労働
時間の上限を超えると罰則※が適用される。**

※6 か月以下の懲役、または 30 万円以下の罰金

なお、将来的には一般則の適用(特別条項付きで
年 720 時間以内)を目指している。

図表-39 物流革新に向けた政策パッケージ(2023 年 6 月。内閣官房)

- (1) 商慣行の見直し(荷待ち・荷役時間の削減、多重下請構造の是正、適正運賃收受・価格転嫁円滑化等
[「送料無料」の表示の見直し]、「標準的な運賃」制度の拡充)
- (2) 物流の効率化(設備投資の促進、高速道路のトラック速度規制の引き上げ)
- (3) 荷主・消費者の行動変容(荷主の経営者層・消費者の意識改革、再配達削減)

図表-40 物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン(2023 年 6 月。国土交通省)

	実施が必要な事項	実施することが推奨される事項
発荷主事業者・ 着荷主事業者に 共通する取組事項	・荷待ち時間・荷役作業等に係る時間の把握 ・荷待ち・荷役作業等時間 2 時間以内ルール/ 1 時間以内努力目標 ・物流管理統括者の選定 ・物流の改善提案と協力 ・運送契約の書面化等	・予約受付システムの導入 ・パレット等の活用 ・検品の効率化・検品水準の適正化 ・物流システムや資機材(パレット等)の標準化 ・共同輸配送の推進等による積載率の向上 ・荷役作業時の安全対策等
発荷主事業者 としての取組事項	・出荷に合わせた生産・荷造り等 ・運送を考慮した出荷予定時刻の設定	・出荷情報等の事前提供 ・物流コストの可視化 ・発送量の適正化等
着荷主事業者 としての取組事項	・納品リードタイム(商品・サービスを発注してか ら、納品されるまでの時間・日数)の確保	・発注の適正化 ・巡回集荷(ミルクラン方式)等
物流事業者の 取組事項	○共通事項 ・業務時間の把握・分析 ・長時間労働の抑制 ・運送契約の書面化等 ○個別事項(運送モード等に応じた事項) ・荷待ち時間や荷役作業等の実態の把握 ・トラック運送業における多重下請構造の是正 ・「標準的な運賃」の積極的な活用	○共通事項 ・物流システムや資機材(パレット等)の標準化 ・賃金水準向上 ○個別事項(運送モード等に応じた事項) ・倉庫内業務の効率化 ・モーダルシフト(自動車輸送から、鉄道や船舶への 転換)、モーダルコンビネーションの促進 ・作業負荷軽減等による労働環境の改善等

※その他、業界特性に応じて、代替となる取組や合意事項を設定して実施。

(4) 事業承継問題

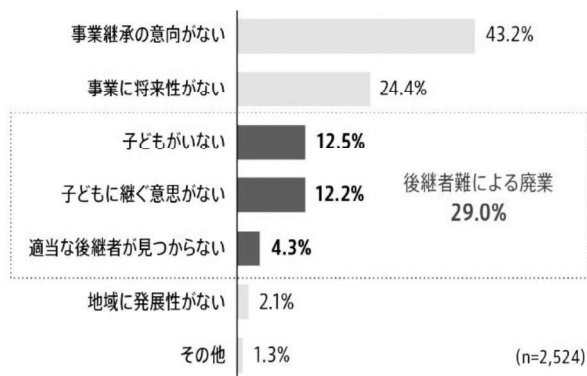
(引用元) 中小企業庁 HP

日本企業のうち 99%を占める中小企業において、後継者不在状況が深刻であり、近年増加する中小企業の廃業の大きな要因の一つとなっている。廃業の増加により、貴重な雇用や技術への影響が懸念されるため、廃業による雇用や技術の喪失を防ぎ、世代交代等を契機とした成長を進めるための事業承継が一層重要となっている。

事業承継は、引き継ぐ先によって、親族内承継、従業員承継、M&A（社外への引継ぎ）に分類され、近年では M&A に取り組む中小企業は右肩上がり増加している。

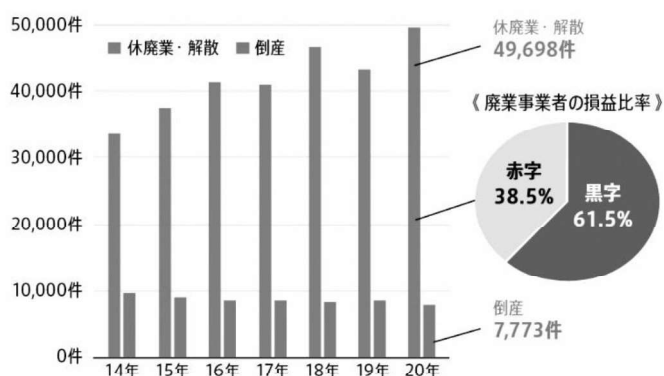
また、中小企業庁では、中小企業の事業承継を後押しするための様々な支援策を設けている。

図表-41 中小企業による廃業理由



(資料) 日本政策金融公庫総合研究所「中小企業の事業承継に関するインターネット調査」(2020 年)

図表-42 廃案件数の推移と廃業事業者の経営状況



(資料) 東京商工リサーチ

図表-43 事業承継の種類

親族内承継

- ・現経営者の子をはじめとした親族に承継

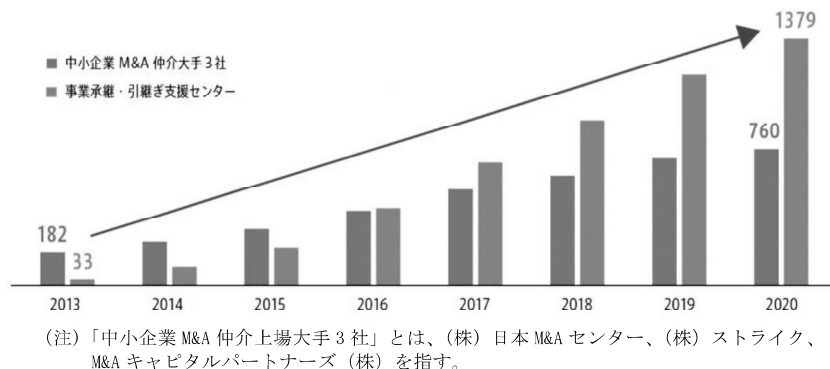
従業員承継

- ・「親族以外」の従業員に承継

M&A(社外への引継ぎ)

- ・社外の第三者(企業や創業希望者等)へ株式譲渡や事業譲渡により承継

図表-44 M&A に取り組む中小企業の推移



図表-45 中小企業庁による中小企業向け事業承継の支援施策

事業承継の相談・伴走	事業承継・引継ぎ支援センター (47 都道府県で、事業承継全般に関する相談対応や事業承継計画の策定、M&A のマッチング支援などを原則無料で実施)
補助金	事業承継・引継ぎ補助金[次頁に内容掲載]、M&A 支援機関登録制度
税制	法人版事業承継税制 (特例措置)、法人版事業承継税制 (一般措置)、個人版事業承継税制、経営資源集約化税制、登録免許税・不動産取得税の特例
金融支援(融資、信用保証)	日本政策金融公庫等の融資・信用保証等
事業承継時の経営者保証	事業承継時に経営者保証が後継者候補確保の障害となっていることを踏まえ、金融機関と中小企業者の双方の取組を促す総合的な対策を実施
株式の集約	遺留分に関する民法の特例、所在不明株主に関する会社法の特例
ファンド	中小企業基盤整備機構ファンド事業
後継者育成・支援	中小企業大学校 (経営後継者研修)、アトツギ甲子園 (ピッチコンテスト)

(5) 生産性革命推進事業

中小企業庁では、中小企業・小規模事業者を対象に、断続的に行われる制度変更への対応や、生産性向上を継続的に支援している。

支援内容の一つとして、ものづくり補助金（設備投資）、小規模事業者持続化補助金（販路開拓）、IT 導入補助金、事業承継・引継ぎ補助金という 4 つの補助金制度が設定されている。

いずれの補助金制度についても、通年での公募となっており、締切日は複数回設けられている。

●ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金（通称「ものづくり補助金」）

対象となる事業者	革新的な製品・サービス開発又は生産プロセス等の省力化のための設備投資・システム構築を行い、基本要件等※を満たす 3～5 年の事業計画に取り組む中小企業・小規模事業者 ※付加価値額が年平均成長率 3%以上増加、給与支給総額が年成長率 1.5%以上増加、事業場内制定賃金が地域別最低賃金の 30 円以上の 3 点
補助上限額	750 万円～8,000 万円（申請される枠・類型※や従業員数によって異なる） ※省力化（オーダーメイド）枠、製品・サービス高付加価値化枠（通常類型、成長分野類型[DX, GX]）、グローバル枠 がある
補助率	1/2 もしくは 2/3（申請される枠・類型や従業員数によって異なる）

●小規模事業者持続化補助金

対象となる事業者	経営計画を自ら策定し、商工会議所・商工会の支援を受けながら販路開拓に取り組む小規模事業者等 ※従業員が「商業・サービス業（宿泊業・娯楽業除く）」の場合 5 人以下、それ以外の業種で 20 人以下
補助上限額	通常枠 50 万円、特別枠※200 万円。 免税事業者からインボイス発行事業者へ転換した事業者は補助上限を 50 万円上乗せ。 ※賃金引上げ枠、卒業枠（規模を拡大する事業者）、後継者支援枠、創業枠 がある
補助率	2/3（賃金引上げに取り組む事業者のうち、赤字事業者は 3/4）

●IT 導入補助金

対象となる事業者	業務効率化や DX、セキュリティ対策に向けた IT ツールを導入したい中小企業・小規模事業者等。事務局に登録された「IT 導入支援事業者」とパートナーシップを組み申請。
補助上限額	単独では 5 万円～350 万円（申請される枠・類型※や従業員数によって異なる） 複数社連携 IT 導入枠では最大 3,000 万円（取組内容によって異なる） ※単独では通常枠、インボイス枠（電子取引類型、インボイス対応類型）、セキュリティ対策推進枠 がある
補助率	1/2～4/5（申請される枠・類型や従業員数によって異なる）

●事業承継・引継ぎ補助金

対象となる事業者	事業再編、事業統合を含む事業承継を契機として経営革新等を行う中小企業・小規模事業者等
補助上限額	経営革新枠（事業承継、M&A 等）は 600～800 万円、専門家活用枠は 600 万円、廃業・再チャレンジ枠（事業承継や M&A の検討・実施等に伴う廃業等）は 150 万円
補助率	1/2 ないし 4/5（申請される枠・類型によって異なる）

(6) その他の産業振興施策等

その他の最近 5 年間における注目すべき産業振興施策等として下記があげられる。

●オープンファクトリー

ものづくり企業が生産現場を外部に公開したり、来場者にもものづくりを体験したりしてもらう取組。従来から工場見学やツアーといった形態で実施されてきた取組であり、近年では企業単独ではなく、地域内の企業等が面として集まり、地域を一体的に見せていく「地域一体型オープンファクトリー」という取組へと進展し、各地で様々な形で協業・共創が繰り広げられている。

大阪府内では 2023 年 3 月時点で、八尾市や河内長野市など、6 件の地域一体型オープンファクトリーが開催されている。

本市では、2023 年 11 月に小学生以下の子どもと保護者を対象にバスツアー形式でオープンファクトリーを開催している。



●新型コロナウイルス関連の融資制度の返済状況

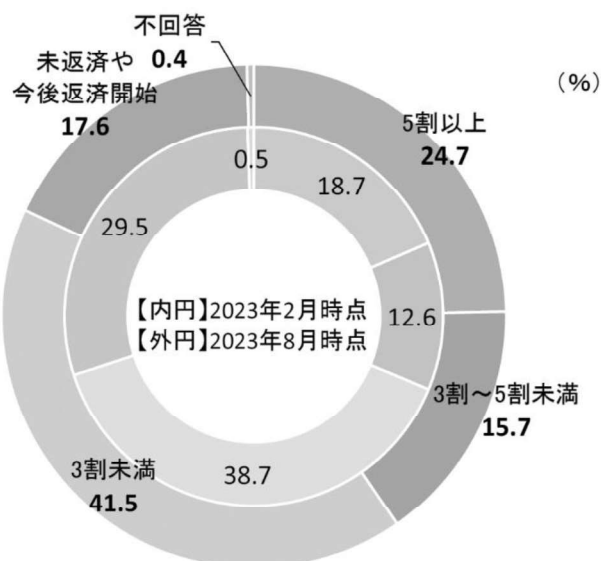
(引用元) 帝国データバンク「新型コロナ関連融資に関する企業の意識調査 (2023 年 8 月)」

新型コロナウイルスの感染拡大に対応して実施された金利や返済条件が優遇された融資制度として、日本政策金融公庫の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」「新型コロナ対応資本性劣後ローン」、商工中金の新型コロナ関連「危機対応融資」、信用保証協会の「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」を通じた保証付き融資などがある。

これらの融資制度は、2022 年 9 月までに各金融機関による受付が終了し、利子補給によって利払いが実質免除される融資実行から 3 年目を区切りに返済を開始する企業が増えている。

新型コロナ関連融資を現在借りている企業のうち、2023 年 8 月時点で返済が「3 割未満」の企業は 41.5%、「未返済や今後返済開始」の企業は 17.6%だった。一方で、融資の「5 割以上」を返済していたのは 24.7%となっている。

図表-46 新型コロナ関連融資の返済状況



注: 母数は新型コロナ関連融資を「現在借りている」企業5,254社。2023年2月は5,065社

●インボイス制度の導入

(引用元) 東京商工会議所 HP「2023 年 10 月 1 日から適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入！

～中小企業・小規模事業者が知っておくべきこと、準備しておくべきこと～

適格請求書等保存方式（通称「インボイス制度」）とは、インボイス（＝適格請求書。販売先に対し、税率と税額を正確に伝えるために、従来の区分記載請求書に必要事項を追記した請求書）と呼ばれる一定の要件を満たす請求書のやりとりを通じ、インボイスを受け取った者のみ、消費税の仕入税額控除をできるようにする制度で、2023 年 10 月 1 日から導入開始している。

制度導入後は、消費税を納付する際に、仕入先等が発行するインボイスがないと仕入税額控除が受けられなくなる。

インボイスを発行しないと、販売先は原則として消費税の仕入税額控除ができないため、課税事業者においては自社の税負担増に繋がるケースや、免税事業者においては取引を見直されるケースが発生する恐れがあると考えられる。

図表-47 インボイス制度の導入による事業者への影響

自社が課税事業者である場合	課税事業者である自社は仕入税額控除を行い、消費税を納付する。仕入先からインボイスを入手できないと、自社は仕入税額控除ができないため、自社の税負担の増加につながる可能性がある。ただし、簡易課税制度を選択している場合には、みなし仕入率に基づき仕入税額控除の計算をするため、自社の税負担は増加しない。 また、インボイス制度導入後 6 年間は、免税事業者等からの仕入についても一定割合（最初の 3 年間は 80%、次の 3 年間は 50%）を仕入税額控除できる経過措置が設けられている。
自社が免税事業者である場合	免税事業者である自社は、消費税の納付が免除されるが、インボイスを発行することができなくなる。自社がインボイスを発行しないと、販売先は仕入税額控除をすることができず、販売先の税負担が増加するので、取引を見直される可能性がある。このような状況にならないよう、インボイスの発行を希望する場合は、インボイス発行事業者の登録申請を行う必要がある。 ただし、インボイスの発行事業者になるかどうかは任意であるため、最終的には経営者の判断となる。
自社が課税事業者であってもインボイスの登録申請を行わない場合	自社が課税事業者であっても、インボイスの登録申請を行わない場合には、上記免税事業者の場合と同様に、販売先は仕入税額控除をすることができず、販売先の税負担が増加するので、取引を見直される可能性がある。このような状況にならないよう、インボイスの発行を希望する場合は、インボイス発行事業者の登録申請を行う必要がある。 ただし、インボイスの発行事業者になるかどうかは任意であるため、最終的には経営者の判断となる。

3-3. 産業振興ビジョン、アクションプランの取組

令和4年4月を始期とする「第3期茨木市産業振興アクションプラン」(計画期間:令和4~6年度)では「茨木市第5次総合計画」を指針として、そこに位置づける将来像の実現をめざし、関係機関・団体および関係部局と連携を図りながら、積極的に取り組んできた。

総合計画 5-1-2 商業の活性化

めざすべき姿	商店街が、利便性が高く居心地の良い場となり、大型ショッピングセンターと共生しています。また、まちなかに魅力ある商店が集まり、多様なイベントが開催され、楽しみに訪れた人々で賑わっています。
成果や現状	○令和2年に始まった新型コロナウイルス感染症は、社会経済状況にも大きな影響を及ぼした。感染状況が変化するなか、令和4年度までは、事業継続に向けた感染対策や販路拡大の取組支援、市内での消費喚起に向けた、キャッシュレス決済ポイント還元事業やプレミアム付商品券事業等を適宜実施し、コロナ禍での事業活動の維持、新たな事業展開につながった。 ○令和2年度は感染拡大という未曾有の状況により事業活動の停滞がみられたが、令和3年度からは小売店舗改築(改装)事業補助制度の活用増、商業者による販売促進につながるイベントの再開など、徐々に活発化する傾向がみられた。 ○令和5年秋の「茨木市文化・子育て複合施設おにクル」の開館に際して、近隣の商店街では、開館への機運向上を絡めた販売促進イベントが実施されたほか、周辺の飲食店や小売店では、おにクル応援商品の開発が行われた。 ○今後も、おにクルやダムパークいばきたの開業を契機とした、事業者や商店街の主体的な取組を誘発する仕掛け、取組実践の支援等が重要になると考えられる。

総合計画 5-1-3 企業活動への支援

めざすべき姿 市内企業が操業を継続し、発展成長することにより、地域経済が発展しています。

成果や現状	○令和2年以降は、新型コロナウイルス感染症の拡大状況・事業活動への影響等を踏まえ、事業者の感染対策など、コロナ禍での事業継続を支援した。 ○新型コロナウイルス感染症関連融資を受け、国による3年間の利子補給制度を利用した小規模企業者を対象として、国の利子補給終了後に2年間、市が独自に利子補給を行う制度を創設し、金融負担の軽減を図っている。 ○企業訪問については、コロナ禍で一時減少した対面での実施件数を徐々に感染拡大前の水準に戻し、円安等による経営への影響など、企業における課題点の把握に努めた。 ○経営アドバイザーによる相談では、令和2年10月から令和4年3月までアドバイザーを従来の3名から5名に増員し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者の経営相談や事業所訪問の充実に努めた。 ○令和4年度には、物価高・原油高が広く社会経済状況に影響を及ぼすようになった。この状況を踏まえ、運送事業者や一定の光熱費負担がある事業者への支援を行い、事業継続の一助になったと考える。 ○令和5年度には、企業の知名度・イメージ、従業員のモチベーション向上等を目的として「オープンファクトリー」を試行的に実施した。初回開催だが、参加企業4社に対して、定員を大きく上回る申込みがあり、参加企業・参加者ともに好意的な意見が多かった。 ○今後は、企業の人材確保や認知向上に向けて、企業の取組や魅力を伝えることが有効と考えており、引き続き取組を進める必要がある。
--------------	--

総合計画 5-1-4 地域経済の成長を先導する事業者の創出・育成

めざすべき姿 クリエイターや研究者といった知識・技術を持った人材の活躍で、個性あふれる新しい事業が創出されています。また、事業者、大学、地元金融機関、行政や市民が連携し、それぞれの強みを活かして取り組むことに、地域産業の活性化が進んでいます。
特区制度や企業立地促進奨励金などの支援施策により、バイオ関連や環境関連など成長産業の集積が進んでいます。

成果や現状	○創業支援では、民間の支援機関と連携し、相談・セミナー・金融支援等に取り組んだ。経営アドバイザーによる創業相談は、コロナ禍でも大きく減少することはなく、例年実施している女性向け起業セミナーや、創業希望者誘致セミナーの参加状況も堅調であった。 ○創業促進事業では、新型コロナウイルス感染症拡大初期の令和2年度は、前年度に比べ申請件数が減少し、新規創業を控える動きがみられたが、令和3年度には感染拡大前の件数程度まで回復し、その影響は一時的であったと考えられる。 ○産学連携については、広い分野での連携を推進するため「産学連携交流サロン」を実施し、多くの参加があった。産学連携スタートアップ支援事業では、新たな付加価値が生み出され、実用化されるアイデアが生まれている。一方で、バイオ関連事業の連携は進んでいるが、多様な事業分野にも広がるよう周知を図ることが必要である。 ○今後は、創業者も含めて事業者の交流を促進し、事業者の連携や新たな取組につながるような仕掛けが重要と考える。
--------------	--